

協 定 書

十日町市（以下「甲」という。）と東日本旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、乙の信濃川発電所に係る水利使用について、甲と乙で締結した「十日町市とＪＲ東日本信濃川発電所の共生に関する覚書」（平成 22 年 3 月 30 日付）に基づき、次のとおり協定する。

第 1 条 乙は、水力発電に使用するため宮中取水口より最大 316.96 m³/s を取水し、宮中取水ダムから 40 m³/s 以上を放流するものとする。

第 2 条 乙は、信濃川の河川環境と乙の水利使用との調和を図るための調査・検証を実施することとし、当該調査・検証に必要な事項は、甲、乙が協議して別に定める「試験放流に関する確認書」（平成 22 年 3 月 30 日付）によるものとする。

第 3 条 乙は、乙の信濃川水力発電に係る水利使用の期間を 5 年として許可申請をするものとする。なお、水利使用の許可の更新にあたっては、乙は、前条の調査・検証の結果を踏まえ、その内容を甲と真摯な協議のうえ、申請するものとする。

第 4 条 水利使用に起因して支障が生じた場合は、別途甲、乙協議して処理するものとする。

第 5 条 この協定書に定めのない場合、または協定書で定めた事項につき疑義が生じた場合には、その都度甲、乙誠意をもって協議するものとする。

この協定成立の証として、協定書 2 通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 22 年 3 月 30 日

甲	十日町市	
	十日町市長	関 口 芳 史 ⑩
乙	東日本旅客鉄道株式会社	
	代表取締役社長	清 野 智 ⑩